

I. 福祉用具専門相談員指定講習について

1. 本資料の作成目的と構成

1.1 背景・目的

福祉用具貸与・販売事業所に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習(以下「指定講習」という。)の修了が必要とされており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定しています。

指定講習のカリキュラムについては、平成 27 年以降見直しが実施されておらず、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」(令和5年 11 月8日)において、「福祉用具の安全な利用や PDCA の推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」(以下、「令和5年度老健事業」という。)で実施する有識者による検討や各指定講習事業者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。」とされ、全国福祉用具専門相談員協会が採択を受け「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」の見直しを実施しました。また、令和5年度老健事業を通じて、指定講習事業者や講師により講義・演習内容や修了評価にばらつきがある実態が把握され、講義・演習のばらつきの改善や修了評価の標準化等が課題として挙げられました。

そのため、本指導要領は、令和5年度老健事業で新たに見直した「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」をもとに、各科目における目的、到達目標、内容等の見直しを踏まえ、研修内容の質のばらつきの改善による質の担保を目的として、各指定講習事業者が指定講習を実施する際の指針としてお示しするものです。

1.2 構成

本指導要領は、以下の構成となっています。

I. 福祉用具専門相談員指定講習について

ここでは、総論として、福祉用具専門相談員指定講習の概要や、運営に関する事項等について説明しており、大きく3つの節に分かれています。

1節では、本指導要領を作成した目的及び構成について説明しています。

2節では、指定講習の概要、及び基本的な枠組みとして、指定講習の目的、対象(受講要件)、研修内容(実施方法、時間数、日程等)、カリキュラムの全体構成、修了評価などについて説明しています。

3節では、指定講習事業者の要件や指定方法、指定講習を実施する際の設備や講師、教材等、指定講習の運営に関する事項について説明しています。

II. 各科目の指導要領

ここでは、各論として、指定講習カリキュラムの科目ごとに、目的、到達目標及び内容等の指針に加え、指導にあたっての事前準備と心構えや指導の視点、講義の進め方等について説明しています。

各指定講習事業者及び講師の皆様におかれましては、本指導要領を参照し、研修の到達目標、修了評価の在り方について共通理解にたつたうえで、創意工夫して指定講習を企画・展開してください。